令和3年度

第16期第5回海区漁業調整委員会議事録

令和3年7月27日 三重海区漁業調整委員会

日時 令和3年7月27日(火)午前10時から11時4分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 第2会議室

議題

1 議案1 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について

2 議案2 遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示について

3 報告事項1 まいわし太平洋系群に関する都道府県別漁獲可能量の変更について

4 報告事項2 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について

5 その他(1)次回の委員会日程について

出席委員

淺井利一 掛橋 武 小川和久 藤原隆仁 永富洋一 濵田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明 木村妙子 千田良仁 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

矢田和夫

事務局

 事務局長
 林
 茂幸

 主幹
 増田
 健

 主査
 藤原由紀

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

課長補佐兼班長 勝田孝司

(漁業調整班)

副参事兼班長 南 勝人主幹兼係長 森田和英

傍聴者

なし

計 20 名

○淺井会長

それでは、ただ今から第5回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、矢田委員が欠席で出席委員が 14 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第12条に基づき議事録署名者として、田邊委員と大倉委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案1「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」 を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料1をご覧ください。

1-1ページにありますようにこのことについて、令和3年7月12日付農林水第24-4140号で三重県知事から協議を受けています。三重県漁業調整規則第12条第3項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。今回はさより船びき網漁業の取扱いについての協議です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○淺井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願います。

○水產資源管理課(森田主幹兼係長)

1-1ページが今回の協議書です。

1-2ページ改正理由書をご覧ください。1. 改正の内容につきましては、許可又は起業の認可に関する取扱方針の別表3「機船船びき網漁業(さより船びき網)に関する許可又は起業の認可に関する取扱い」の一部改正で、内容は1つ目が許可の有効期間、2つ目が許可又は起業の認可を申請すべき期間、そして3つ目が制限措置のうち隻数を改正するものです。2. 改正の理由につきましては、さより船びき網漁業の許可が令和3年9月末日で有効期間が満了となりますので、引き続きこのさより船びき網漁業を営めるようにするため、許可の有効期間などを新たに令和3年10月1日以降に定め直す必要があります。

1-3ページの諮問事項をご覧ください。三重県漁業調整規則第12条第3項の規定により、知事は許可又は起業の認可をしようとするときは、公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定める必要があり、その内容及び理由について海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないと定められています。

1-7ページをご覧ください。漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針です。これ まで委員会に協議しました取扱方針は、制限措置について隻数を定めない許可についてで した。今回の許可は隻数を定める許可にあたりますので、隻数を定める考え方について説 明させていただきます。隻数を定める許可漁業は、漁業調整上や資源管理の観点から許可 を受ける者の上限を設定する必要があるものとなります。この隻数を超える申請があった 場合は、この取扱方針の第2で定める優先順位に応じて許可をすることになります。第2 の優先順位は令和2年12月の漁業法の改正以前の取扱方針の中でも定めており、この順位 は1位から9位までありますが、その順位や内容につきましてはこれまでの取扱方針と一 緒で内容は変わっていません。各順位について説明させていただきます。第1位は漁獲実 績がある者です。1-8ページに移り第2位は漁獲実績がある者で、現在許可されている 船と異なる船で営む廃止代船が当該漁業の許可等に係る船舶の総トン数又は馬力を超える ものになります。第3位はやられていた方の権利を譲り受けて、新たにやられる承継にな ります。第4位は漁獲実績がある者の従事者が自立される従事者の自立です。第5位は当 該漁業を営み又はこれに従事した経験がある者です。第6位は転換、第7位は沿岸漁業経 験者、第8位は沿岸漁業以外経験者、第9位は漁業未経験者で、第5位以降につきまして は徐々にその関係する漁業との関係性が薄まっていく格好になります。

今回、許可を受ける者の上限である隻数につきましては、あらかじめ関係する漁業協同組合に対して、10月1日からの許可を受けることを希望する者の調査を行い、その隻数を設定しています。

1—11ページをご覧ください。別紙としてそれぞれの漁業種類について、別個に定めているものの一覧表になります。1つ目が小型機船底びき網漁業、2つ目が船びき網漁業とあり、今回は3つ目のさより船びき網漁業の許可又は起業の認可に関する取扱いになります。

説明の前に1点、資料の訂正をさせていただきたいと思います。4つ目の刺し網漁業の「あまいだい漕刺し網漁業」ですが「い」が1個多く、「あまだい漕刺し網漁業」に訂正させていただきたくご了承をお願いします。

- 1-13ページがさより船びき網に関する許可又は起業の認可に関する取扱い案です。今回改正する箇所は3点あり、1点目は1取扱方針第6に定める、規則第16条に規定する許可の有効期間を令和3年10月1日から令和6年9月30日とします。2点目は2取扱方針第4に定める、規則第12条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間で、
- (2) 共同漁業権内のみを操業区域とするもの以外の漁業種類といたしまして、令和3年8月16日から8月30日までとします。3点目は1-14ページの4取扱方針第3に定める、規則第12条第1項に規定する制限措置で、各操業エリアで細かく隻数などの内容を定めています。漁業を営む者の資格とて、桑名郡木曽岬町、桑名市、津市(香良洲町を除く)、松阪市、多気郡明和町及び伊勢市に住所を有する漁業者又は漁業従事者に該当する漁協に聴き取りを行いましたところ、12隻6統の要望あり、許可するものの上限といたしまして、

12 隻 6 統としたいと考えています。同様に、四日市市及び鈴鹿市に住所を有する漁業者又は漁業従事者につきましては、四日市市漁協と鈴鹿市漁協から 8 隻 4 統の要望があり、 8 隻 4 統としたいと考えています。津市香良洲町に住所を有する漁業者又は漁業従事者については、現行の 2 隻 1 統から変わらないとの要望がありましたので、 2 隻 1 統としたいと考えています。次が離島地区になり、鳥羽市及び志摩市に住所を有する漁業者又は漁業従事者については、関係漁協から 78 隻 39 統の要望がありましたので、その数としたいと考えています。

なお、操業区域が共同漁業権の中で限られている、三重共第3号、同第4号及同第5号 共同漁業権漁場内を操業区域とする四日市市及び鈴鹿市に住所を有する漁業者又は漁業従 事者並びに三重共第 41 号共同漁業権漁場内を操業区域とする鳥羽市に住所を有する漁業 者又は漁業従事者及び菅島地区漁業権管理委員会が認めた者については隻数を「定めず」 としたいと考えています。この隻数について1-4ページの新旧対照表をご覧ください。 右が現行、左が変更案です。先程の説明のとおり桑名郡から伊勢市までについては2隻1 統が廃業する予定で12隻6統に減少します。1-5ページ四日市市と鈴鹿市に住所を有す る方につきましても2隻1統が廃業され、その分減少します。鳥羽市及び志摩市に住所を 有する漁業者又は漁業従事者については82隻41統ありましたが、廃業と新規の申し込み があり 78 隻 39 統になっています。 1-6 ページの三重共第 3 号、同第 4 号及び同第 5 号 共同漁業権内と三重共第41号共同漁業権漁場内の2つの許可ですが、こちらについては隻 数を「定めず」としております。先に説明したとおり、漁業調整上や資源管理の観点から、 許可を受ける者の上限を設定しなかった場合、申請をされた方には許可をしなければなら ないとなっており、やはり上限を定めておく必要があります。共同漁業権を超える範囲内 の許可につきましては、隻数を設定しておるんですが、共同漁業権内の操業区域に関して は「定めず」としています。これは操業区域が共同漁業権内にあり、許可の申請には共同 漁業権者の同意が必要となるため、この制限措置で隻数を定めずとした場合でも隻数を制 限することができるため、「定めず」としています。また繰り返しになりますが、操業区域 が共同漁業権外になる許可の隻数につきましては、関係する漁協に聴き取りをして、回答 をいただき総合的にこの数に決定させていただきました。

この3点以外の5規則第14条第1項に規定する許可の条件、6新規に許可等を受ける者の扱い、7その他必要事項については従来の取扱方針からの変更は無く、説明は省略させていただきます。

改正の主な内容及び諮問事項の説明については以上となりますが、1点訂正がございます。1-13ページ2の(2)の上記以外の漁業種類が、令和3年8月16日から同年同月30日までとしておりますが、これを同年8月30日までと字句の訂正をさせていただきたくご了承をお願いします。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いします。

○淺井会長

ありがとうございました。 ただ今の説明について何かご意見はございませんか。

○委員

(意見なし)

○淺井会長

それでは議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○淺井会長

全員異議が無いようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨回答することとします。

続きまして、議案 2「遊漁のまき餌釣り等に関する委員会指示について」を審議します。 事務局より説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料2をご覧ください。

この委員会指示は平成17年から毎年発動しているものです。新たに委員になられた方も おみえになりますので、この委員会指示が発動されるようになった経緯を説明させていた だきます。

かつては三重県漁業調整規則でまき餌釣りは全面禁止でした。これは水産庁が作成していた漁業調整規則例において、まき餌釣りは遊漁者に認められていない漁法として例示されていたためです。一方で、実態としては沿海都道府県の約半数ではすでに規制されていない状況でした。そのため、平成14年12月に水産庁から規則例を改正し、漁業以外の場合に認められる漁法にまき餌釣りを含めることになったとの通知がありました。

また、平成15年4月から遊漁船業の適正化に関する法律が改正になり、遊漁船業者に利用者に対して、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、及び漁場に関する制限の内容について周知させる義務が課せられ、まき餌釣りが禁止されていることも注目されていました。そして、平成15年に財団法人日本釣振興会三重県支部、社団法人全日本釣り団体協会、鳥羽磯部漁業協同組合から漁業調整規則の改正の要望が三重県知事にありました。

平成 16 年当時、遊漁業者の 72%が漁業との兼業もしくは使用者として漁業者を使っていたことや、漁業と観光業の兼業の方もおられました。

これらの状況を受け、平成 16 年 3 月の第 11 期第 40 回三重海区委員会に漁業調整規則の一部を改正し漁業者以外でもまき餌釣りが可能となる案が出されました。継続して審議が行われ、平成 16 年 9 月の第 12 期第 2 回海区委員会からは遊漁のまき餌釣りに関する委員会指示についても協議され始めました。そして、平成 17 年 3 月の第 12 期第 8 回海区委員会で漁業調整規則の一部改正が認められるとともに委員会指示の発動が決定され、平成 17 年 9 月に発動しました。指示が発動された初期には制限されている漁場の変更がありましたが、平成 23 年以降については、制限されている漁場の変更は漁業協同組合の合併や共同漁業権漁場の変更に伴うものだけです。

以上のようにこの委員会指示は平成17年から継続して発動していますが、水産基本法第31条に規定する漁業と遊漁の共存を目指し、指示区域の縮小・廃止を目的とするもので、本年度も継続して発動するかお諮りするものです。例年この委員会指示に関して関係する漁業協同組合に対し現地での聴き取り調査を行っておりましたが、昨年度からアンケートによる調査としています。本年のアンケート結果について説明させていただきます。2-5ページが調査票です。内容は問1から3で委員会指示の継続についての希望やその理由、問4で地元の漁業協同組合で遊漁のまき餌釣りを認めることがあるかどうかについて、問5で遊漁との漁業調整上の問題について聴いています。

2-6ページから2-7ページが結果を取りまとめた表です。伊勢湾漁業協同組合以外の漁業協同組合からは、継続を希望するとの回答がありました。伊勢湾漁業協同組合からは一部見直しをしたいとの要望があり、理由として「漁業の操業、養殖業の作業に支障をきたすため」、「漁場環境が悪化するため」、「遊漁者のマナーが悪いため」との回答をいただいています。もう少し詳しい内容を電話にてお聴きしたところ、共同漁業権第12号の区域を制限区域に加え拡大したいとのことでした。2-8ページをご覧ください。マーカーで囲った部分が共第12号です。これまではこの海域で釣り筏を経営していたため制限海域としていなかったが、釣り筏の経営をやめたことを機にまき餌釣りにより集まってくるチヌによる養殖ノリの食害や環境への影響を考えて規制したいとのことでした。なお、遊漁者とのトラブルが頻発していることではない模様です。

この委員会指示が発動された経緯や遊漁者とのトラブルが頻発していることではないこと、一般の方に対し新たな制限を加えることになること、なども含めご審議をお願いします。なお、仮に制限区域を広げる場合にはパブリックコメントが必要となり、時間的に今年の委員会指示に盛り込むことは困難な状況です。このため、指示案は現行の指示を継続する案で作成しています。

2-1ページをご覧ください。2-1ページと2-2ページが改正案、2-3ページと 2-4ページが現行の指示です。現行指示からの変更は下線部で、告示番号、告示日、会長名、指示の有効期間です。その他は変更ありません。

告示番号は「第5号」、有効期間は「令和3年9月1日から令和4年8月31日」までの 1年間、会長は淺井会長、告示日は「令和3年8月24日」の予定です。指示の内容や別表、 別掲についての変更はありません。

伊勢湾漁業協同組合の要望に対する取り扱いも含め、ご審議をよろしくお願いします。 説明は以上です。

○淺井会長

アンケート結果にあります制限海域を広げることを含めて、ただ今の説明について、ご 意見はありませんか。

○永富委員

答志島ではまき餌の制限がかかっていますが、堤防からまき餌をやって釣るのはどうで しょうか。

○事務局(林事務局長)

委員会指示は共同漁業権の区域内で設定してありますので、堤防からであっても共同漁業権の区域内であればまき餌が制限されている区域であり、使用してはいけないことになります。

○永富委員

わかりました。

○淺井会長

伊勢湾漁業協同組合の要望については、昨日、私も組合長さんに電話で確認をさせてもらいました。

揉め事は何も無く、今後揉め事が生じたら改めて海区に相談するとのことでした。 事務局からもう少し詳しく説明してください。

○事務局(林事務局長)

2-8ページの漁場連絡図をご覧ください。黄色いマーカーで囲ってあるところが今までは制限が何もかかっていない海域で、これまで伊勢湾漁協が自営で釣り筏を経営されていました。今回の要望は釣り筏の自営をやめたので、遊漁のまき餌を制限してほしいというものです。この委員会指示が漁業と遊漁の共存を目指し、指示区域の制限や規制をなるべく見直していきたいということもあり、現在必要最小限の区域を制限させていただいています。制限されている区域でも漁協のなかで合意が図られている区域は、まき餌をしても良いという地域もあります。このような指示の趣旨から、これまでは漁協が釣り筏を自営していたからまき餌が良く、辞めたらダメというのはなかなか説明しづらいところがあると感じています。また、新たな制限を加える場合、パブリックコメント等も必要になり、

委員会としての説明責任も生じます。 以上です。

○永富委員

まき餌が制限されている区域の港で赤土を団子にして撒く行為はどうなのでしょうか。

○事務局(林事務局長)

区域によって少し異なり、カラー刷り資料の裏面をご覧ください。地図に緑色と赤色のところがあり、赤色のところはまき餌釣り等が禁止されている区域で、質問をいただいた赤土等も含めて中にアミエビなどを混ぜて団子みたいにしたものも禁止されています。緑色の鳥羽磯部漁協や志摩市の一部区域では餌料種類の制限区域となり、オキアミなどのアミ類の使用が禁止されています。

○永富委員

わかりました。

何年か前、私が答志漁協の専務の時に港の中で団子をどんどんどんどん撒いている遊漁者に港の中へ赤土をほりこんだらへドロになるからやめてほしいと怒ったことがあった。その際相手がこれは撒き餌じゃないって言って揉めたことがあった。最近の遊漁者は勉強しとって、あれやこれや屁理屈いうてなかなか難しいんやけども、赤土だけではなく中に餌が入っとると思うんやけど、赤土だけやって言うねん。湾外やったらまだ潮が通るでいいけども内へ放り込むとあかんってどれだけ言うてもきかんへんのよな。鳥羽市では遊漁船や筏釣りがあるもんで、それでまき餌についてオキアミなどのアミ類以外は良いとなっているけれども困っています。

○淺井会長

はい、ありがとうございます。

鳥羽市は大変遊漁者の多いところで、私も以前に伊勢湾口地区海面利用協議会に出席させてもらったこともあるんですけど、鳥羽磯部漁協や外湾漁協でも地区によっては、それぐらいやったらええやないかという話が出てきました。まあ、水産庁などの遊漁者に対する考え方への配慮も必要でしょうが、漁業者からはまき餌を撒くと魚礁などの間に入りあまり良くないっていう意見が出ています。

○藤原委員

伊勢湾漁協はこの海域に制限をかけるとすると、現在この委員会指示では県内に2種類の制限がありますが、赤色のまき餌釣り等禁止区域にするのか、緑色の餌料種類の制限区域とするのかわかる範囲で教えてください。

○事務局(林事務局長)

組合長さんへの電話での聴き取りでは緑色のアミ類だけの制限ではなく、赤色となる全 ての制限と聴き取れました。

○藤原委員

ありがとうございました。

○淺井会長

ほかにご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○淺井会長

それでは、伊勢湾漁業協同組合の要望については揉め事があった際、改めて協議を行う こととし、議案2については、事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○淺井会長

全員異議が無いようですので、議案 2 については事務局原案 どおり発動することとします。

続きまして、報告事項1「まいわし太平洋系群に関する都道府県別漁獲可能量の変更について」事務局より説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

資料3をご覧ください。

まいわし太平洋系群の漁獲可能量についての報告です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○淺井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水產資源管理課 (勝田課長補佐兼班長)

まいわし太平洋系群に関する漁獲可能量を変更しましたので報告させていただきます。 3-1 ページご覧ください。まいわし太平洋系群の漁獲可能量の新旧対照表です。変更点は 1 法第 15 条第 1 項第 1 号の規定にする都道府県別漁獲可能量を 60,000 トンから 55,000 トンに変更しました。

今回の報告は前回の委員会時に口頭で報告しました、国からのまいわしに関する漁獲可能量の融通について相談を受けていたことへの対応です。

3-2ページの変更のポイントをご覧ください。まいわし太平洋系群に関する令和3年 1月から12月の令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量は、令和2年11月10日付 けの大臣通知で本県には60,000トンが配分されました。管理年度が始まった1月以降、本 県ではまいわしの漁獲量は少ない状況が現在も続いていますが、東北地方の太平洋側では 定置網で例年以上の漁獲があり、国は宮城県に対して追加配分のルールに基づく追加配分 を行っていました。一方でその北に位置します岩手県でも漁獲は続いているものの、国に は特定のルールに基づいたら自動的に追加配分するルールがありますが、それに岩手県の 漁獲がうまく合致せず国が追加配分するには国の審議会に諮る必要が出てきました。ただ 岩手県の漁獲状況はひつ迫しており、審議会の開催が間に合わないことから、岩手県から 「特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」に基づき、 国に対し配分量の融通にかかる協議仲介を要請し、国は太平洋系群の関係都道府県に対し て令和3年6月24日付け文書で、配分量の融通の仲介に関する意見照会を行いました。3 −3ページが照会文書の写しです。岩手県が融通を受けることを希望しており、希望する 配分量は10,000 トン、協議に応じることができる場合についてはお知らせくださいとする 内容です。実はこの意見照会の前後で国から配分量と留保枠が多い本県に対し、漁獲の状 況等について問い合わせがきていました。本県における5月末時点での漁獲実績は中型ま き網漁業 2,000 トン弱、船びき網漁業は操業が6月以降となるため0トン、定置網等 36 ト ンと例年より少なく、過去の平成 27 年から令和 2 年の年間漁獲実績が、およそ 14,000 ト ンから 40,000 トンであり、今年の配分量 60,000 トンと比較しても配分量に余裕があるこ とを確認しました。このため、県からの意見としまして「まいわしの漁獲量が少ないこと から県留保枠6,000トンのうち、1,000トンを残し5,000トンを岩手県に融通したいこと」、 また、「今後、本県で不足が生じた場合は国から追加配分が得られること」について、定置 網での漁獲が多い鳥羽市以南の沿岸漁協と定置漁業協会に説明して了解を得ました。関係 者の了解が得られたことから直接岩手県と協議し、5,000 トンの融通で協議が調い、その 旨を農林水産大臣に届け出ました。国は届出に基づいて三重県の漁獲可能量を 55,000 トン に変更し、6月30日付けで本県に通知が届いています。3-4ページがその通知で変更前 の 60,000 トンが変更後 55,000 トンになり、配分量の変更が確定しています。

今回の変更につきましては、漁業種類別の割当数量の変更を伴わない知事管理漁獲可能量の変更であることから、改正後の漁業法では軽微な変更扱いになり、海区委員会への諮

問や大臣の承認は不要となっています。このため変更後の報告とさせていただきました。

なお、6月の定置網等によるまいわしの漁獲は概ね55トンで、まき網も少ない状態が続いています。7月に入り伊勢湾内のばっち網の操業始まりましたが、まいわしの漁獲は多くはなく、今後の漁獲状況をみながら対応していきたいと思います。

説明は以上です。

○淺井会長

ただ今の説明について何かご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○淺井会長

はい、ありがとうございます。

続きまして、報告事項2「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の結果について」、事 務局より説明をお願いします。

○事務局 (藤原主査)

総会の結果報告の前に、全国海区漁業調整委員会連合会についてご説明をさせていただきます。

この連合会は、海区委員会の相互連携を密にし、全国結集により重要問題の解決を図り全国水産業の発展に寄与する事を目的としており、全国 40 都道府県の 72 委員会で構成されています。連合会は、日本海ブロック、東日本ブロック、西日本ブロック、九州ブロックの4ブロックで構成をされており、三重海区は北海道から三重までの太平洋側の海区が含まれる東日本ブロックに入っております。定まった事務所などは無く、事務は役員海区で分担をしており、会員からの会費で運営されています。

活動内容については総会報告の中で併せてご説明をさせていただきます。

資料4をご覧ください。4-1ページにありますとおり、本年度の通常総会については、 昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大等を鑑み、書面で行われることとなり ました。6月1日に淺井会長にご審議をいただき、全ての議案を承認するとして全漁調連 会長あてに回答いたしました。

4-3ページと4-4ページをご覧ください。6月 11 日付けで、全漁調連会長から通常総会の結果報告があり、第 1 号議案から第 5 号議案まで全て承認された旨の報告がありました。なお、報告文書の日付は6月 11 日となっておりますが、実際に受領日した日は7月 5日でした。

各議案の内容についてご報告します。4-5ページからが総会資料です。4-7ページ

第1号議案、令和2年度事業報告書、収支決算書及び余剰金処分案の承認についてです。 4-8ページから4-12ページに主な事業の結果があります。例年、5月頃の総会に始まり中央省庁への要望活動、事務局長会議、ブロック会議、事務局職員研修会など活発な活動が行われてきましたが、令和2年度は総会を始めとして会場で開催する会議は全て中止と決定され、書面決議等により開催をされています。開催時期なども例年とは大きく異なりました。これらの影響により4-14ページの収支決算書の支出の部にあるとおり、会議費などが不要となり、4-15ページの余剰金処分案のとおり未処分余剰金が大幅な増加となりました。今後のコロナ禍の影響が予想しきれないなか、早期の活動再開に備えるために内部留保を行い、次年度に繰り越すこととなりました。

次に4-17ページからの第2号議案、令和3年度事業計画書案及び収支予算案の承認についてです。4-18ページから4-21ページをご覧ください。令和3年度における新型コロナウイルス感染症の動向は今なお不透明ですが、ワクチンの接種も開始されており、早期の活動再開に備えた計画とするため、計画自体は例年並みの内容で計上されています。ただ、昨年度延期されました漁業調整委員会70周年記念大会については中止となり、再延期はしないこととなりました。中止となりました70周年記念大会では、委員としての重責を全うし、その功績が顕著であると認められると言う事で、当海区から淺井会長、掛橋委員、そして退任をされました東岡委員、西川委員、長野委員、三鬼委員の6名の委員の方々に水産庁長官感謝状の授与が予定されていました。今回、水産庁長官からの授与が中止となったことに伴い感謝状が事務局に届いております。

皆様へのご披露も兼ね、この場で会長と掛橋委員に感謝状をお渡しさせていただきたい のですが、淺井会長よろしいでしょうか。

○淺井会長

はい、よろしくお願いします。

○事務局(林事務局長)

では少しお時間を頂戴しまして、まず会長に水産庁長官からの感謝状を授与させていただきます。

感謝状、「淺井利一殿、あなたは海区漁業調整委員会の委員として 10 年猶予の長きにわたりよくその職責を全うし、困難なる漁業調整に寄与した功績は大なるものがありました。よって創立 70 周年記念にあたり感謝状を贈り謝意を表します。」令和 3 年 5 月 21 日水産庁長官、山口英彰

代読でございます。お疲れ様でした。

○淺井会長

ありがとうございます。

○事務局(林事務局長)

掛橋委員、よろしくお願いします。

感謝状「掛橋武殿、あなたは海区漁業調整委員会の委員として 10 年猶予の長きにわたりよくその職責を全うし、困難なる漁業調整に寄与した功績は大なるものがありました。よって創立 70 周年記念にあたり感謝状を贈り謝意を表します。」 令和 3 年 5 月 21 日水産庁長官、山口英彰

代読でございます。お疲れ様でした。

○掛橋委員

ありがとうございました。

○事務局(林事務局長)

皆さまお時間を頂戴しありがとうございました。引き続き総会報告についてよろしく願いします。

○事務局 (藤原主査)

退任されました委員の皆様には、本来であれば直接お渡しさせていただきたいところで すが、時節柄、郵送とさせていただきます。

報告事項に戻ります。 4-22 ページをご覧ください。第 3 号議案、協議事項中央要望活動についてです。要望項目は 4-25 ページの I 海区委員会制度についてから VI 海洋性レジャーとの調整等についてまでで、項目は前年度と同じです。 4-26 ページからの I 海区漁業調整委員会制度については、 4-27 ページに新規項目として、 4 改正漁業法施行後の事務の円滑化について、漁業者や漁協等に事務上の混乱が生じていることから、国の適切な指導・助言やシステムの構築と運営方法の明確化を図ること。 5 水産政策の改革についてとして、改正により生じた地域の課題に柔軟に対応できるよう、また、漁業権切替の手続きが円滑に行えるよう、都道府県に対し速やかに技術的助言を行うなど、国は適切に指導・助言を行うことなどが新たに要望されています。

次に、当海区から令和3年度の政府要望提案として提出しました「太平洋クロマグロの資源管理」、「沿岸カツオ資源」、「沿岸サンマ資源」の3提案について報告します。1つ目のクロマグロ資源の増枠と国の留保枠の柔軟な配分を求めた提案は、4-29ページの \mathbb{I} 太平洋クロマグロの資源管理についての1クロマグロ資源の適正利用の \mathbb{I} で、国際会議での漁獲枠の増枠についての交渉、2で漁獲枠の配分として反映されています。2つ目の沿岸カツオ資源についての提案、具体的には赤道域での漁獲量増加が不漁の原因である可能性があり、適切な資源管理の導入により沿岸域への来遊量を増やすことは、4-31ページからの \mathbb{I} 沿岸資源の適正な利用についてで、4-37ページに3カツオ資源の適正利用として反映されています。3つ目の沿岸サンマ資源についての提案である公海域での外国船の漁獲

による影響調査や国別漁獲枠の設定などにより、沿岸域への来遊量を増やすことは、4-34ページの4公海におけるサンマ・マサバ等の水産資源の適正利用として反映されています。4-36ページからのV外国漁船問題等についてと4-39ページからのV海洋性レジャーとの調整等については、昨年とほぼ同じ内容で継続となっていますが、4-40ページの 1 遊漁と漁業の調整の項目に3スピアフィッシングに対する指導強化が新規で追加されています。これは水中銃やヤスの関係と思われます。なお、中央省庁への要望は例年6月頃に会長と副会長が直接水産庁などに出向き行われておりましたが、本年度は昨年に引き続き、書面による要望とすることが決定されています。

ただ今の報告は令和3年度の要望内容ですが、今後の委員会で令和4年度要望に向けた 協議をお願いすることとなりますので、よろしくお願いします。

4-42ページ第4号議案、次期通常総会の開催地については4-43ページのとおり宮城県での開催となります。来年ではありますが、淺井会長にご出席いただく予定となっています。

最後に4-44ページをご覧ください。第5号議案、次期役員選出については、4-46ページの役員案が承認されました。当海区の淺井会長におかれては、連合会の副会長に就任していただきます。任期は令和7年5月までの4年間です。当事務局におきましても連合会の副会長事務局として、連合会事務の一部を担う予定です。

報告は以上です。

○淺井会長

はい、ありがとうございます。ただ今の説明について何かご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○淺井会長

それでは続きまして、その他の事項「次回の委員会日程について」事務局より説明をお願いします。

○事務局(増田主幹)

次回委員会

8月24日 (火)10時から 場所未定

議題(案)

ふぐはえ縄漁業に関する委員会指示

○淺井会長

皆さんありがとうございました。

これをもちまして委員会を閉会させていただきます。